

令和3年度 南湖地区まちづから協議会 主要事業の実績表

令和4年5月19日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料7-1

	令和3年												令和4年																																		
	4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月		
1. 会議等の実施																																															
★総会		★																							★(臨時)																						
●運営委員会					●				●	●							●(中止)				●			●	●				●		●				●	●			●				●				
▲役員会					▲				▲								▲				▲			▲				▲		▲				▲	▲	▲			▲				▲				
2. 部会活動																																															
○自治会連合会			○				○				○								○						○							○															
△防災部会	△(防災訓練検討)				△(防災訓練検討)				△(防災訓練検討)				△(事業計画作成)				△(事業計画作成)				△(防災訓練中止)																										
□広報部会		□(HP検討)			□(HP検討)			□(HP検討)			□(HP検討)			□(HP検討)			□(HP・広報検討)			□(HP・広報検討)			□(HP・広報検討)			□(HP・広報検討)			□(HP・広報検討)			□(HP・広報検討)			□(広報作成・HPリニューアル)												
3. 特定事業																																															
◆納涼盆おどり																	◆中止(特定事業の申請せず)																														
その他主要な事業																																															
市民集会									中止※旧西浜駐車場跡地活用について担当課打合せ(6/意見募集アンケート(7～9月)																旧西浜駐車場跡地活用について担当課打合せ(11/20)																						
合同防災訓練									中止																																						
広報紙発行																									第2号発行(2月)																						
ホームページ管理									HP更新及びリニューアル準備																HPリニューアル																						

認定コミュニティ活動状況資料

南湖地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2 ～ 7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9 ～ 1 2
当該年度の活動計画書及び収支予算	1 3 ～ 1 4

【参考資料】

- ・まちぢだより南湖第2号（令和4年2月発行）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

南湖地区では、6ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、体育振興など様々な分野で数多くの団体が活動しています。また、地域活動の拠点としての南湖会館や、各種団体の活動の場となっている南湖公民館などの施設があり、住民は互いに和を尊重し、ふれあいと助け合いのもと、おだやかな生活環境のなか、日々の生活を送っています。

近年、少子高齢化や核家族化により地域の絆は希薄になりつつあり、家族や地域で解決してきた事柄が地域の課題となり、多様化する市民ニーズへの対応が求められてきています。

このような時代の流れの中、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示しました。この理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域の力をまちづくりに活かそうする取り組みが、新たな地域コミュニティです。

南湖地区では、住民が和を尊重し、ふれあいと助け合いがいつまでも続く地区であり続けるために、新たな地域コミュニティの取り組みを進め、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、「南湖地区まちから協議会」を設立することとしました。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 4 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 2 条に市長が告示する南湖地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 3」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 5 条（1）に「南湖地区の単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 6 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 5 条（3）～（1 2）に規定あり。（（6）、（1 0）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （3）南湖地区社会福祉協議会の代表 （4）南湖地区民生委員児童委員協議会の代表 （9）南湖地区ボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （1 1）西浜地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）西浜学区青少年育成推進協議会の代表 （7）西浜小学校PTAの代表 （8）西浜中学校PTAの代表 （1 2）西浜学区子ども会連合会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 5 条（3）～（1 2）（（6）、（1 0）を除く。」に規定される団体名が記載されている。	・南湖地区婦人会連合会が高齢化による活動が困難となったため、令和 4 年 4 月 2 3 日の定期総会にて規約を改定し、「（6）南湖地区婦人会連合会」を削除した。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 5 条（1 4）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 1 0 条、第 2 2 条～第 2 6 条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※例年南湖地区納涼盆おどりの企画運営をし（令和 2、3 年度は中止）、誰もが気軽に参加できる交流の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 1 0 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 1 条に名称及び主たる事務所の所在地、第 2 条に主として活動する区域、第 3 条に目的、第 8 条に代表者に関する事項、第 1 0 条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

南湖地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任務
- 第9条 役員の任期
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 運営委員会
- 第17条 運営委員会の招集
- 第18条 運営委員会の決定事項
- 第19条 役員会
- 第20条 役員会の招集
- 第21条 役員会の所掌事項
- 第22条 部会
- 第23条 部会長及び副部会長の任務
- 第24条 部会長及び副部会長の任期
- 第25条 部会の招集
- 第26条 部会の協議事項
- 第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、南湖地区まちぢから協議会と称し、その所在地を南湖会館（茅ヶ崎市南湖4丁目6番1号）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する南湖地区（以下「南湖地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、南湖地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (6) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 南湖地区の単位自治会の代表
- (2) 南湖地区社会福祉協議会の代表
- (3) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表
- (4) 西浜地区体育振興会の代表
- (5) 南湖地区老人クラブ連合会の代表
- (6) 西浜学区子ども会連合会の代表
- (7) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表
- (8) 南湖ボランティアセンターの代表
- (9) 安心安全まちづくり協議会の代表
- (10) 西浜小学校 PTA の代表
- (11) 西浜中学校 PTA の代表
- (12) 公募による者
- (13) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員の定数は、25名以内とする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 南湖会館及びしおさい南湖の事業報告及び決算に関すること。
- (4) 南湖会館及びしおさい南湖の事業計画及び予算に関すること。
- (5) 本会の役員の選任及び解任に関すること。
- (6) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (7) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第18条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員及び準委員の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (4) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (5) 部会の設置、廃止及び協議の投げかけに関すること。
- (6) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (7) 各部会が協議した事項に関すること。
- (8) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (10) 住民への周知に関すること。
- (11) その他委員及び準委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第19条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

3 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第21条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関する
こと。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第22条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長1名及び副部会長2名を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第23条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第26条 部会は、所掌する事項について調査・協議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(南湖会館及びしおさい南湖の管理運営)

第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営は、本会の中に設ける地域施設管理運営委員会
が行う。

2 地域施設管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

(1) 書記及び会計の補佐に関すること。

(2) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。

(3) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月7日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第9条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成27年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、南湖会館管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月1日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月23日から施行する。

令和4年度 南湖地区まちぢから協議会 委員名簿

令和4年4月23日現在

	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	会 長	三觥 健一	下町自治会会長	
2	副会長	亀山 計次	南湖地区社会福祉協議会会長	
3	副会長	秋本 武久	西浜学区青少年育成推進協議会会長	
4	会 計	石井 忠彦	南湖地区民生委員児童委員協議会会長	
5	書 記	志村 和代	西浜学区子ども会連合会会長	
6	監 事	丸山 克己	西浜地区体育振興会会長	
7	監 事	久保田勇三	中町自治会会長	
8		岡崎 敏一	上町自治会会長	
9		重田 誠	茶屋町自治会会長	
10		大倉 哲夫	烏井戸自治会会長	
11		五十嵐静一	新南湖自治会会長	
12		青木 喜一	南湖地区老人クラブ連合会会長	
13		蓮本 敏	南湖ボランティアセンターセンター長	
14		熊丸 昌江	西浜中学校PTA副会長	
15		鈴木 依子	西浜小学校PTA副会長	オハナ茅ヶ崎ガーデニア
16		鈴木 暢夫	公募委員	

前年度の活動報告書及び収支決算書

南湖地区まちぢから協議会 令和3年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月13日	定期総会	出席者：16名 報告：令和2年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業算報告及び決算報告について 議事：議案第1号 令和2年度南湖地区まちぢから協議会事業事業報告について 議案第2号 令和2年度南湖地区まちぢから協議会収支決算について 議案第3号 令和3年度役員の選任について 議案第4号 令和3年度南湖地区まちぢから協議会事業計画（案）について 議案第5号 令和3年度南湖地区まちぢから協議会収支予算（案）について 議案第6号 令和3年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業計画（案）について 議案第7号 令和3年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算（案）について
5月14日	役員会	定例会について
5月15日	運営委員会	定例会
6月11日	役員会	定例会について
6月12日	運営委員会	定例会
6月22日	運営委員会	・西浜駐車場の利活用について（産業振興課）
7月16日	役員会	定例会について
7月17日	運営委員会	定例会
8月13日	役員会	定例会について
8月14日	運営委員会	【中止】
9月17日	役員会	定例会について
9月18日	運営委員会	定例会
10月12日	運営委員会	・ごみ有料化について（資源循環課）
10月15日	役員会	定例会について
10月16日	臨時総会	出席者：14名 議事：議案第1号 役員補充の選任について

10月16日	運営委員会	定例会
11月18日	役員会	定例会について
11月20日	運営委員会	【地域懇談会】西浜駐車場の利活用について（産業振興課）
12月10日	役員会	定例会について
12月11日	運営委員会	定例会
12月16日	役員会	・コミュニティバスの運行について（都市政策課）
令和4年 1月 7日	役員会	・コミュニティバスの運行について（都市政策課）
1月14日	役員会	定例会について
1月15日	運営委員会	定例会
1月19日	運営委員会 （臨時）	コミュニティバスの運行について
2月 7日	役員会	令和4年度の事業内容、体制、予算について
2月12日	運営委員会	定例会（令和4年度の事業内容について）
3月11日	役員会	定期総会について
3月12日	運営委員会	定例会（コミュニティバスの運行について）

2 事業の実施

実施予定日	事業の名称	内容・実施体制・参加者数
令和3年6月26日	市民集会	中止（南湖地区共通提起事項の継続案件である旧西浜駐車場跡地の活用について担当課と打合せ及び意見交換を実施）
令和3年8月 8日	南湖地区納涼盆おどり	中止
令和3年8月 8日	協議会活動の周知	中止
令和3年9月11日	合同防災訓練	中止（各単位自治会でできる訓練等を実施）
令和4年2月末	広報活動 （広報紙の発行等）	・「まちぢだより南湖」第2号発行 ・ホームページのリニューアル

（1）市民集会【中止（南湖地区共通提起事項の継続案件である旧西浜駐車場跡地の活用について担当課と打合せ及び意見交換を実施）】

実施予定日 令和3年6月26日（土） ※市民集会としての実施予定日

実施日 令和3年6月22日（火）、11月20日（土）

概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度より引き続き市民集会は実施せず、南湖地区共通提起事項の継続案件である旧西浜駐車場跡地の活用について、協議会内での検討会や行政担当課（産業振興課）との打合せ及び7～9月にかけて地域内各種団体等への意見募集のアンケート等を行った。

内容 旧西浜駐車場跡地の利活用についての検討・協議を行い、現地のトイレ修理

や整備及び周辺の管理について産業振興課に申し出た。また、北側の公園用地の活用について、本計画実施までの間、地域の希望に沿うような使い方を検討して進めていくことで合意した。

(2) 南湖地区納涼盆おどり【中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）】

実施予定日 令和3年8月8日（土）

(3) 協議会活動の周知【中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）】

実施予定日 令和3年8月8日（土） ※納涼盆おどりに合わせて実施予定

(4) 合同防災訓練【中止（各単位自治会でできる訓練等を実施）】

実施予定日 令和3年9月11日（土）

概 要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地区合同での訓練は中止し、各単位自治会でできる訓練（安否確認訓練等）及び防災対応会議等を実施した。

(5) 広報活動（広報紙の発行等）

概 要 令和4年2月に広報紙「まちぢだより南湖」を発行し、南湖地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

また、併せて令和4年2月に南湖地区まちぢから協議会のホームページをリニューアルし、トップページから最新のお知らせだけでなく南湖地区の歴史や文化にまつわる記事を掲載し、情報発信の強化に努めた。

令和3年度 南湖地区まちぢから協議会 決算書

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
繰 越 金	0	0	
補助金	580,000	250,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金 250,000円
特定事業助成金	280,000	0	特定事業助成金 280,000円
地区防災訓練補助金	50,000	0	地区防災訓練補助金 50,000円
雑収入	304,573	133,563	
自治会分担金	96,000	45,000	連合会:45,000円、防災訓練: 51,000円
自治会連合会繰越金	88,563	88,563	自治会連合会の組織組み入れによる
賀詞交歓会等会費他	120,000	0	
その他	10	2	利息
合 計	884,573	383,565	

支出の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
【本部】	394,573	223,811	
事務消耗品費	50,000	20,911	事務用品、消耗品
会議費	60,000	21,312	総会費用、会議代
印刷製本費	30,000	0	印刷代、コピー代
渉外費	120,000	10,000	研修会、連絡会負担金
事業費	80,000	0	市民集会、賀詞交歓会他
その他	54,573	171,588	PC関係、慶弔費、電波利用料等
【防災部会】	70,000	0	防災訓練費用他
【自治会連合部会】	90,000	7,987	連合会開催費用
【広報部会】	50,000	63,726	広報委員会活動費
小 計	604,573	295,524	
特定事業費			
委託料	280,000	0	特定事業(南湖地区納涼盆おどり)
小 計	280,000	0	
予備費	0	0	
繰越金	0	88,041	
市への返還金	0	0	
合 計	884,573	383,565	

*なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。

令和4年3月31日

会長 三觜 健一

会計 石井 忠彦

令和3年度分の会計について監査を行いました結果、会計の収支は適正であり、且つ会計報告は適正に表示されていることを認めます。

令和4年4月12日

監事 久保田 勇三

監事 丸山 克己

当該年度の活動計画書及び収支予算書

南湖地区まちぢから協議会 令和4年度事業計画書

1 運営委員会・役員会

(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の報告

行政からの依頼・連絡事項、連絡会での協議事項等の報告を行います。

(2) 各種協議

事業の実施に関する協議、協議会活動の周知に関する協議、各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議を行います。

(3) 各委員の活動内容及び課題の情報共有

各委員の情報交換を行い、必要に応じて課題の解決に向けた検討を行います。

2 事業の実施

(1) 地域懇談会（旧市民集会）

今までのような市民集会のやり方ではなく、テーマを決めて担当部署との協議を行い、最終的に行政責任者との意見交換を行います。

(2) 南湖地区納涼盆おどりの企画運営

実行委員会を立ち上げ、前回実施の内容を踏まえて企画・実施を行います。

(3) 防災訓練

南湖地区の各自治会及び防災リーダーが主体となって企画運営を行います。

(4) 協議会活動の周知

ホームページや広報、回覧等を通じて活動の周知を行います。

3 活動周知の充実

(1) 広報紙の発行

広報紙の情報内容を検討し、定期的な情報発信を目指します。

(2) ホームページの充実

「南湖地区まちぢから協議会」のページについて管理運営体制を検討・充実し、定期的な情報発信を目指します。

令和4年度 南湖地区まちぢから協議会 収支予算書

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
繰越金	0	88,041	
補助金	250,000	580,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金 250,000円
特定事業助成金	0	280,000	特定事業助成金 280,000円
地区防災訓練補助金	0	50,000	地区防災訓練補助金 50,000円
雑収入	133,563	216,000	
自治会分担金	45,000	96,000	連合会:45,000円、防災訓練:51,000円
自治会連合会繰越金	88,563	0	
賀詞交歓会等会費他	0	120,000	会費等
その他	2	10	利息
合 計	383,565	884,051	

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	内 訳
運 営 費	【本部】	223,811	400,000	
	事務消耗品費	20,911	50,000	事務用品、消耗品、印刷代
	会議費	21,312	60,000	総会費用、会議代
	渉外費	10,000	120,000	連絡会研修会、連絡会負担金
	事業費	0	120,000	賀詞交歓会、地域懇談会他
	その他	171,588	50,000	電波利用料等
	【防災部会】	0	40,000	防災訓練費用他
	【自治会連合会部会】	7,987	50,000	連合会開催費用
	【広報部会】	63,726	80,000	広報委員会活動費
小 計		295,524	570,000	
特 定 事 業 費	委託料	0	280,000	特定事業(南湖地区納涼盆おどり)
	小 計	0	280,000	
予備費		0	34,051	
繰越金		88041	0	
市への返還金		0	0	
合 計		383,565	884,051	

*なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。



まちぢだより南湖

ふれあい南湖市民集会 ～市民集会の新しい形として～

令和3年度は昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、南湖地区も年初に計画した各事業がほとんどできない状態が続きました。毎年続けておりました行政との市民集会も、昨年に続き大人数を集めての集会は禁止となりましたので、南湖地区に残された大きな課題として「旧西浜駐車場跡地」の利活用についての検討・協議を実施しました。

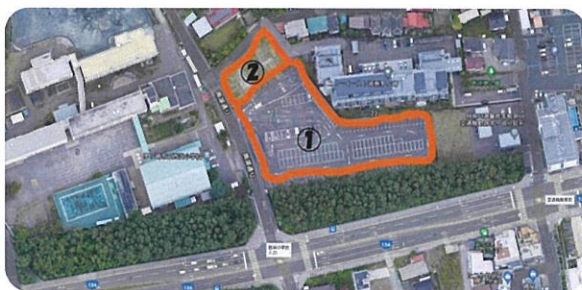
まちぢから協議会内での検討会、行政の担当課（産業振興課）との打ち合わせ、また同時に地域内各方面（一般会員・西浜小中学校・学童保育その他）への広範囲な意見、アイデアの募集を行い皆様から様々な提案をいただきました。大変参考になりありがとうございました。行政担当課へ提出し、事業計画の募集の際に地域の意見として取り入れてもらうよう提示しております。



南湖地区まちぢから協議会と市担当課職員との意見交換会

～旧西浜駐車場の利活用～

現在は駐車場として利用しております現地は特にトイレの修理と整備及び周辺の管理について申し出ております。また、北側の公園用地の活用についても担当課と協議し本計画実施までの間、地域の希望に沿うような使い方を検討して進めていくことで合意しております。



赤枠内が旧西浜駐車場及び公園用地
(Google提供)

【みなさまからの活用アイデア】 (一部抜粋)

<全体計画への提案>

- ・ 海岸保全に関する研究機関や私学の誘致など
- ・ 福祉や健康増進を目的とした施設
- ・ 防災機能を有した公園
- ・ 生鮮、自然食品のマーケット、屋台村など
- ・ ドッグラン、スケートボード、BMX（自転車）などの専用パーク

<公園用地活用の提案>

- ・ 子どもたち、高齢者のあそび場としての活用
- ・ 雨の日も楽しめる全天候型公園
- ・ 幼稚園児対象のサッカー教室

・・・など



①現在の旧西浜駐車場



②駐車場北側の公園用地

2021年『西浜安全まちづくり』の活動

『西浜安全まちづくり』は、地域住民の安全安心を守る活動として、児童の下校見守りと地域防犯パトロールを実施しています。

「安全まちづくり活動に参加したい」「地域の力になりたい」と思ったときは、まず、「無理せず、できることから」始めましょう。下校時の安全見守り活動など、【地域を見守る機会】が増えることは、不審者を寄せ付けにくくする効果もあります。また、ウォーキング、犬の散歩といった日常生活の中に【防犯の視点】を持って見守りを行うことも、地域の安全安心を守る活動のひとつです。安心して暮らしていくためには、そこに暮らす私たちが一体となり、「自分たちの地域の安全を守るための活動」をしていくことが重要です。犯罪のないまちづくり推進活動に、ぜひ、ご参加ご協力お願いいたします。



【下校時の安全見守り活動】

西浜小学校PTA校外指導委員会とボランティア、民生委員児童委員、青少年育成推進協議会、自治会・婦人会・老人会・子ども会の各三役、他役員が、通学路6ヶ所とその周辺を見守っています。今年度も各自コロナ感染予防を行いながら、月2回実施しています。

【地域防犯パトロール】

主に第3木曜日に、地域防犯指導員ほか各団体からの参加者により2班に分かれ、パトロールを実施しています。日頃から地域の皆様の目配りで盗難を予防し、また、地域の子どもたちの安全を守りましょう。



【海岸清掃を行いました】

令和3年10月23日（土）、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会主催の海岸清掃が行われました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し実施となりました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

例年行われている「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」はコロナ禍により今年度も中止となりましたが、皆様のご協力で綺麗な茅ヶ崎海岸が守られています。今後も多くの皆様の海岸清掃ご参加をお待ちしております。



- ・ 令和4年4月1日より、ごみの有料化が開始されます。対象は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」で、指定の有料袋が必要となります（資源ごみは従来通り）。引き続きごみの減量や分別で住みよい地域づくりを目指しましょう。
- ・ 南湖まちぢから協議会ホームページのリニューアルを行いました。トップページより最新のお知らせや南湖地区の歴史や文化にまつわる記事をご覧いただけます。よりわかり易くタイムリーな情報をお届けできるよう、また地域の魅力を発見いただけるよう取り組んで参ります。ぜひご覧ください。

南湖地区まちぢから協議会

<https://c-machi.sakura.ne.jp/wp/nango/>